

お客様各位

令和4年9月  
JA北海道信連

## 手形・小切手のお取り扱いの変更について

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和4年11月4日（金）からの電子交換所による交換決済開始に伴い、手形・小切手のお取扱  
が変更となりますので、下記の通りご案内いたします。

### 記

#### 1. 電子交換所とは

これまで手形交換所で行われてきた銀行間の手形・小切手の交換業務を、手形・小切手の現物交換  
から、手形・小切手券面のイメージデータの送受信に変更するものです。

手形・小切手については、令和3年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」において、金  
融界が連携して「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組の促進」、「小切手の全面的な電子化」に  
取組むことが求められたことを背景に、全国銀行協会では、全国の手形交換所を廃止し、令和4年11月  
4日（金）より新たに設置される「電子交換所」で交換業務を行うこととなりました。

#### 2. これまでとの変更内容

(1) 電子交換所の参加に伴い、原則すべての手形・小切手は「電子交換所」を通じた「電子交換」で  
のお取扱となります。このため、従来の「個別取立」（至急扱い）、「集中取立」（普通扱い）のお取  
扱はできなくなります。

なお、お客様のお手続き方法などの変更はありません。

(2) 窓口入金された小切手のお支払可能日が変更となります。

令和4年11月1日（火） 入金分まで	令和4年11月2日（水） 入金分以降
入金日の2営業日後 24時以降 (3営業日目以降お支払可能)	入金日の3営業日後 24時以降 (4営業日目以降お支払可能)

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

JA北海道信連 業務部 011-232-6040

にいかつぷ代理店 0146-47-3111

しずない代理店 0146-42-1052

ひだか東代理店 0146-22-1500

